

平成23年3月28日  
役員会申合せ  
改正 令和5年3月23日

### 特定の業務に本学教職員に従事させる場合の取扱いについて

本学が実施する特定の事業を推進するため、本学教職員を本来の教育・研究業務以外の業務（以下「特定業務」という。）に従事させる場合の取扱いについて定める。

1. 次のいずれにも該当する場合には、特定業務に従事する教職員に対して謝金を支払うことができるものとする。
  - ・ 特定業務のもととなる事業に関して、実施要項等を定めており個別・独自の事業であると認められること。
  - ・ 謝金支出のもととなる事業が独立の収支を有しており、謝金は当該事業の経費から支出すること。
  - ・ 謝金額について、本学諸謝金基準単価表に基づくほか、根拠となる適正な算出基準が定めてあること。
2. 前項に該当する事業を実施する場合には、事前に役員会の承認を得ることとする。ただし、前項に該当する事業のうち、リカレント教育事業を実施するときは、事前に社会連携本部長の承認を得ることとする。
3. 前2項にかかわらず、本学が実施する受託事業又は共同事業を推進するため、本学教職員を特定業務に従事させる場合であって、次のいずれにも該当するときは、当該教職員に対して謝金を支払うことができるものとする。
  - ・ 特定業務のもととなる事業が、学術団体との間において受託事業契約又は共同事業契約を締結して行う事業であること。
  - ・ 特定業務に該当することについて、事前に部局長の確認を得ていること。
  - ・ 謝金は当該事業の経費から支出すること。（謝金の支払い事務について、委託元において直接行う場合を含む。）
  - ・ 謝金額について、本学諸謝金基準単価表に基づくほか、委託元との間において、根拠となる適正な算出基準が定めてあること。
4. この取扱いに定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は別に定めることができる。